

明月記云、元久元年十一月八日行幸 弓開輦戸先上の横渡の銅を抜き、次に下 立進寄西内侍  
 前、相跪取、璽、右廻置御輿内御輿異角方、御劔、退本所取弓候、主上御御輿候階下、將警驛、予定家原立  
 進寄東内侍前、相跪取御劔、左廻安御輿註 次戸ヲ押シタテ、鏢之如元。  
 同云、建曆二年十月廿五日行幸 後聞基忠卿不開輦戸取御劔、主上順 令仰御劔御之間、久而思出開  
 戸。

これら鳳輦の輦戸のひき、證なり、されば車の前のかたに、高欄のやうに見ゆるが、かの輦戸  
 にても侍るにや、輦戸なく高欄あるなどいふ註文もあれば、もとよりひか、檳榔はじとみ車な  
 ど、古畫にいちじるくなりながら、戸の見えざるを見て、かうがへ見るべし。

〔蛙抄〕車輿檳榔車略

箱 無物見有開戸前後有高欄、下略

〔九條家車圖〕檳榔庇略

開戸 黄金物

〔輿車圖考九〕長物見 切物見

前の袖よりうしろの袖までなるを、長物見といふ、半ほどなるを、切ものみといふ、

〔飾抄〕下一車

網代連子、或號、網代、應

網代有庇、或網代有連子物見、

八葉 付小八葉

大八葉、五緒、長物見、極位人大臣乘之、而近代多乘用、不可然云々、

〔物具裝束抄〕一車事

物見